

「黒潮印」ブランド認証制度の概要

1 「黒潮印」ブランド認証の条件

- ① 以下のいずれかに該当する品目とし、認証基準は別に定める。
 - ・黒潮町内の事業所で製造される製品
 - ・黒潮町内で収穫、栽培される農林畜水産物
 - ・黒潮町内で収穫、栽培される農林畜水産物を原材料とした加工品
 - ・黒潮町内で提供されるサービス
- ② 食品については、日本農林規格（JAS規格）に規定される製品については規格に沿った製造・生産並びに表示基準が満たされていること。
- ③ 食品以外については各々の製品に関する関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL 法対象製品についてはPL 保険に加入している、または加入の予定があること。
- ④ 上記の他、認証基準を満たし、アンケート等により町民の推薦があった商品も認証申請と同様の扱いとする。

2 認証の決定、有効期間

- ① 認証の決定は第三者機関である「「黒潮印」ブランド認証委員会」（仮称）において審査の上、黒潮町が決定し申請者に通知する。
- ② 認証の有効期間は3年度間として、その後も再申請・再審査のうえ問題が無い限り継続認証をする。

3 黒潮特産品ブランド認証のメリット

- ① 「黒潮印」ブランド認証マークをシール貼り付けやパッケージに印刷するなど、メイドイン黒潮町の安心・安全・高品質な特産品であることを広くアピールし販売促進を図ることができる。
- ② 黒潮町の主催する、あるいは参加する物産展やイベント出展において「黒潮印」ブランドとしてPR、推奨される。
- ③ 黒潮町や町関係団体の業務で用いる物品に、認証商品が優先して使用される。
- ④ 観光パンフレットやインターネットにより県外客に対し「黒潮印」ブランドとしてPR、推奨される。
- ⑤ その他、効果的な認証商品のプロモーションを検討、実践される。

4 認証に係る費用

- ① 認証申請料は必要としない。
- ② 認証マークシール代金
認証商品の表示に認証マークシールを使用する際は、下記の認証マークシール代金が別途必要となる。
(事務局より購入)

例【認証マークシール代金】

- ・商品・パッケージ等貼り付け用 縦27[㍉]×横25[㍉] 1,000 枚 2,000 円
- ・商品・パッケージ等貼り付け用 縦44[㍉]×横40[㍉] 1,000 枚 2,300 円
- ・店舗ウィンドウ等貼り付け用（認証商品取扱店）縦 245[㍉]×横200[㍉]×5 枚 1,500 円
- ・店舗ウィンドウ等貼り付け用（認証商品製造事業所）縦 245[㍉]×横200[㍉]×1 枚 1,000 円